

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成27年11月2日（平成27年（行情）諮問第650号）

答申日：平成28年5月25日（平成28年度（行情）答申第74号）

事件名：「平成24年 火薬類輸入承認文書番号台帳」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、文書3の3枚目のNo95の備考欄を開示すべきである。

文書1 平成24年 火薬類受付台帳整理簿

文書2 平成25年 火薬類受付台帳整理簿

文書3 平成26年 火薬類受付台帳整理簿

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年7月24日付け20150601公開経第1号ないし同第3号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

原処分で不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

「平成24年 火薬類輸入承認文書番号台帳」、「平成25年 火薬類輸入承認文書番号台帳」及び「平成26年 火薬類輸入承認文書番号台帳」の各開示請求に対し、処分庁は、平成27年7月24日付けで、文書1ないし文書3を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を除き、これを開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書の概要

本件対象文書は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）52条及び輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）4条1項の規定に基づき、個別の申請者から提出のあった火薬類の輸入承認申請に必要な事項を記載した台帳である。

火薬類にかかる貨物（関税番号36・01，36・02又は36・03に該当するもの。）を輸入しようとする者は，外為法52条及び輸入令4条1項により，経済産業大臣の承認を受けなければならない。また，輸入の承認申請に係る具体的な手続きについては，輸入注意事項19第7号において定められている。

3 原処分及びその理由

処分庁は，本件対象文書のうち，法5条1号及び2号イに掲げる不開示情報に該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の原処分を行った。

原処分において，不開示とした部分とその理由は，次のとおりである。

(1) 商品名，原産地，船積地域，数量，単位

これらの情報は，個々の取引に関する重要な情報であり，公にすることにより，申請者の取引先に関する情報が推測でき，それにより，申請者の権利利益に関する情報が明らかになるおそれがあると考えられる。よって，これらの情報は，法人に関することであって，公にすることにより当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして認められ，法5条2号イに該当するため不開示とした。

(2) 備考欄の一部

個人の権利利益を害するおそれがある情報であり，特定の個人を識別することができる個人名について，法5条1号に該当するため，不開示とした。

4 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は，本件不開示部分について，不開示情報に該当しない旨主張している。

しかし，上記3のとおり，商品名，原産地，船積地域，数量，単位を公にすることにより，競合他社に対し，申請を行った法人の取引状況が明示される又は推測され得ることとなり，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから，法5条2号イに該当するとして当該部分を不開示とした原処分における判断は妥当である。

また，備考欄の一部については，個人の利益を害するおそれがある情報であり，特定の個人を識別することができる個人名について，法5条1号に該当するため不開示とした原処分は妥当であると判断した。

5 結論

以上のとおり，本件異議申立てについては何ら理由がなく，原処分の正当性を覆すものではない。

したがって，本件異議申立てについては，棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月9日 審議
- ④ 平成28年5月9日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、外為法52条及び輸入令4条1項2号に基づき火薬類を輸入しようとする者が行った輸入承認申請の平成24年ないし平成26年の受付台帳整理簿である。

異議申立人は、本件対象文書のうち、法5条1号及び2号イにより不開示とされた本件不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条2号イ該当性について

文書1ないし文書3の不開示部分（文書3の3枚目のNo95の備考欄を除く。）には、申請者が輸入の承認申請を行った火薬類の商品名、原産地、船積地域、数量及びその単位が記載されている。

当該不開示部分は、これを公にすると、申請者たる各企業の取引に関する具体的内容が明らかになり、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条1号該当性について

文書3の3枚目のNo95の備考欄の不開示部分には、東京税関の職員の姓が記載されている。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

しかしながら、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとしているところ、当該不開示部分は職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名に該当し、これを公にしても、特段の支障が生ずるおそれがあるとは認められないこ

とから、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

3 付言

審査会において、平成27年7月24日付け20150601公開経第3号の行政文書開示決定通知書を確認したところ、「不開示とした部分とその理由」には「個人名について、法5条1号ハに該当するため不開示とした。」との記載があるが、法5条1号ハは、法5条1号の誤りである。

原処分における不開示理由の提示は、開示請求者に対し、法5条各号のうちどの不開示情報に該当することとなるのかについての誤解を招くことから、行政手続法8条の趣旨に照らし、不適切なものであったと認められる。

したがって、処分庁においては、今後、法に基づき開示決定等を適切に行うことが望まれる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、文書3の3枚目のNo95の備考欄は同条1号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久